

農業者年金業務の研修会資料

～農業者年金の支給停止の概要～

令和7年11月11日
独立行政法人 農業者年金基金
業務部 給付課 年金調整班

目 次

農業者年金に支給停止の措置がある理由	1
経営移譲年金について	2
特定処分対象農地等及び加算対象農地等について	4
特定譲受者について	5
経営移譲年金の支給停止について	6
経営移譲年金の受給権者から相談があった場合	7
支給停止等の留意点	21
特例付加年金の支給停止等について	22
まとめ	23

1 農業者年金に支給停止の措置がある理由

農業者年金 = 政策年金

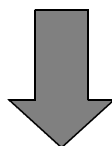
農業者年金基金法（昭和45年 5 月20日法律第78号）

（基金の目的）

第1条 農業者年金基金は、農業者の経営移譲及び老齢について必要な年金等の給付の事業を行ない、並びに当該事業に関連して農地等の買入れ及び売渡し等の業務を行なうことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に資するとともに、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与することを目的とする。

農業経営の近代化・・・次代を担う若い後継者への経営移譲
農地保有の合理化・・・経営規模の拡大

これらの政策目的に合致する経営移譲を行った被保険者には、農業者老齢年金よりも年金額の高い経営移譲年金を支給している。



このため、経営移譲年金の受給権者が、これらの政策目的から外れた状態にあるときは、経営移譲年金が支給停止となる。

【政策目的から外れた状態の例】

- ① 農業経営の近代化 → 受給権者の農業経営の再開等
- ② 農地保有の合理化 → 経営する農地等の細分化等

2 経営移譲年金について

(1) 支給要件

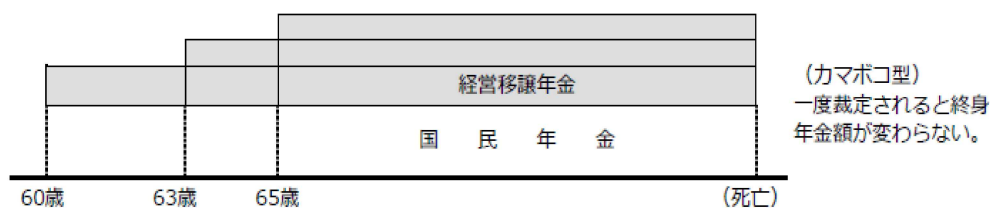
経営移譲年金は、次の3つの要件を満たすときに支給される。

- ① 昭和32年1月1日までに生まれた者であること。
- ② 「旧保険料納付済期間等」と「特別カラ期間」を合算した期間が20年以上あること。
※ 一定の障害の状態（施行令の別表）にある者は15年以上の期間。
- ③ 65歳に達する日前（誕生日の2日前まで）に法令に定める経営移譲を行ったこと。

なお、経営移譲ができない場合、65歳に達した日以降に経営移譲を行った場合又は昭和32年1月2日以降生まれの者の場合は、旧制度の農業者老齢年金のみの支給となる。

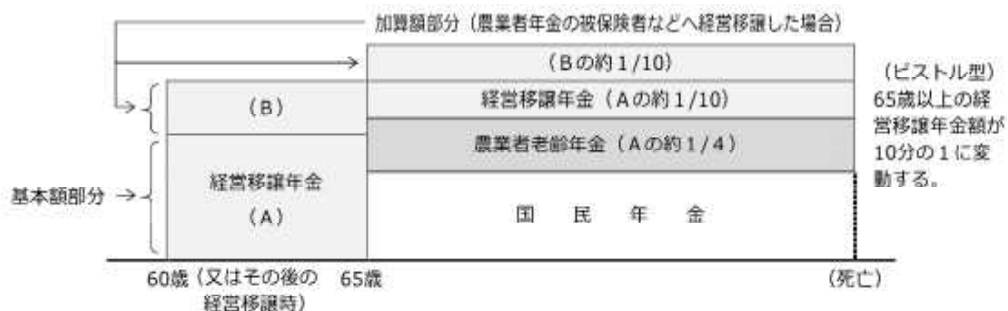
(2) 経営移譲年金の給付体型

① 平成3年4月以降に経営移譲した者（カマボコ型）



- ※1 一定の要件を満たす場合は、基本額に加算した額が支給される。
- ※2 平成3年4月から平成8年3月までの間に経営移譲した者は、ピストル型又はカマボコ型のいずれかを選択できた。
- なお、ピストル型を選択した場合に使用する単価は、「経過的給付体系」の年金単価を使用する。

② 平成3年3月までに経営移譲した者（ピストル型）

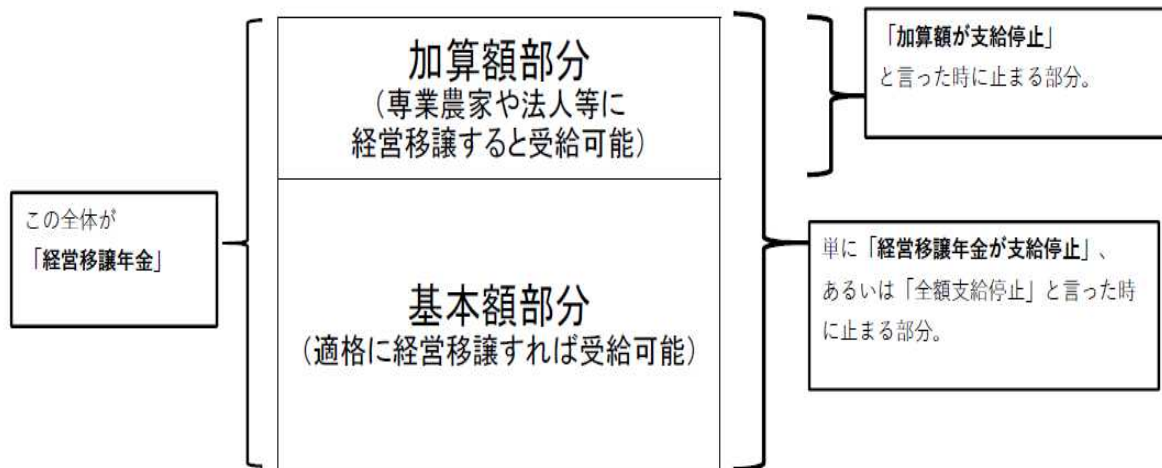


- ※ 昭和51年から昭和61年3月までの間に経営移譲した者は、加算額部分（B）なし。

③ （参考）農業者老齢年金



(3) 経営移譲年金と支給停止の関係図



加算額を受給しているかどうかは、システムで確認できます。

被保険者証記号番号	12345-1000010200	年金証書番号	2-01234500022	管理番号	0000002
氏名(カタ)	ミタリ マリ	生年月日	T13.02.28	農委情報	20-001/農委区
氏名	米沢 正	性別	男	県情報	0-10-001-AAA/A
郵便番号	105-0003	住所	〒105-0003 港区西新橋2-2-2		
電話番号					
現在の状態	年金受給	死亡年月日		国民年金不整合表示	無

受給権者(旧)	支払記録	被保険者(旧)
---------	------	---------

全部停止				
事由	処理年月	自年月	至年月	面積(㎡)
5	H27.08	H19.09		53,500

分家住宅転用状況等	
面積(㎡)	0

経営移譲年金							
1	改定年月	基本額	加算額	年金額	支給停止額	特老年金額	各期支払額
	H19.09	¥47,317	¥0	¥47,300	¥47,300	¥0	¥0

3 特定処分対象農地等及び加算対象農地等について

(1) 特定処分対象農地等

経営移譲時に後継者に使用収益権の設定をした農地等のこと。

【特定処分対象農地等に該当しない場合の例】

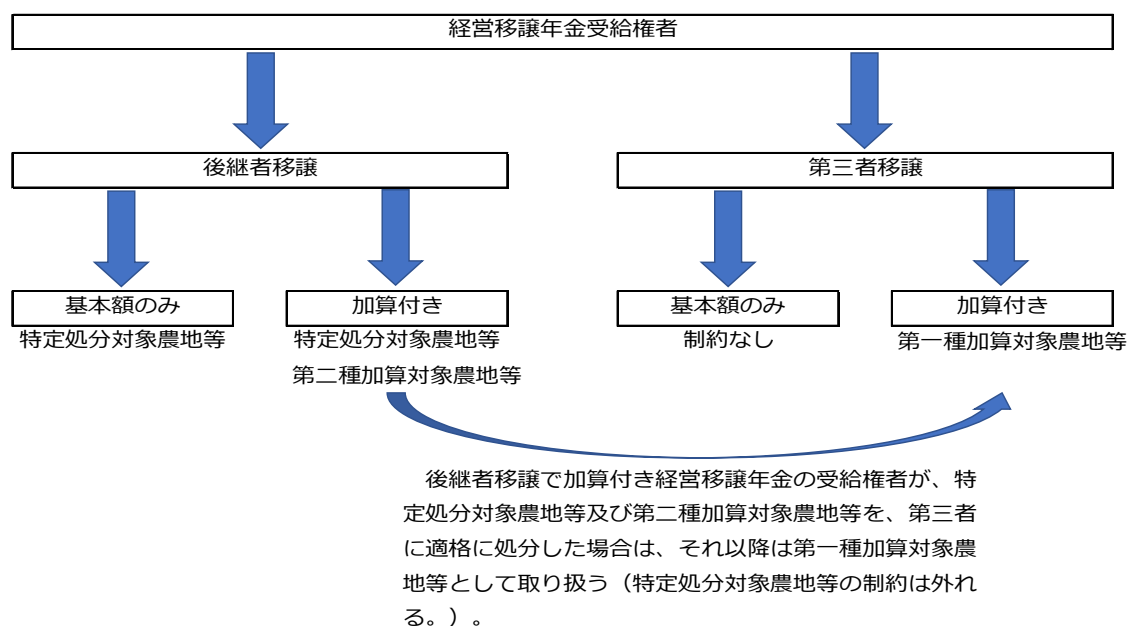
- ・ 経営移譲の基準日前から貸し付けている農地等
- ・ 経営移譲時に第三者に貸し付けた農地等
- ・ 経営移譲時に後継者に所有権又は使用収益権の移転をした農地等
- ・ 経営移譲後に相続して後継者に貸し付けた農地等
- ・ 当初は特定処分対象農地等であったが、その後、後継者に所有権の移転（贈与）をした農地等
- ・ 特定処分対象農地等の返還を受けて、第三者に適格に処分（利用集積で農地中間管理機構に貸し付けなど）した農地等
- ・ 再設定（P9 参照）した農地等

(2) 加算対象農地等

加算付き経営移譲年金を受給するために、
特定譲受者の要件を満たす第三者又は後継者に
使用収益権の設定をした農地等のこと。

なお、後継者移譲で経営移譲年金の基本額を受給した後に、経営移譲のやり直しにより、加算改定した場合の農地等を含む。

まとめ 農地等の処分と制約（使用収益権の設定の場合）



4 特定譲受者について

(1) 第一種特定譲受者＝第三者

以下のいずれかを満たす者

- | |
|--|
| <p>① 農業者年金の被保険者相当者
「60歳未満」の「国民年金の第1号被保険者」であって、50a以上の耕作面積（又は30a以上50a未満で年間労働時間が700時間以上）
※ 年間労働時間は作目別に予め設定されている。</p> <p>② 被保険者相当者になることが確実な者
受給権者から借り受ける予定の農地等を含めて50aを超える者等</p> <p>③ 耕作目的で農地等の借り受け又は売買の相手方となる法人全て
農地中間管理機構、農地所有適格法人、一般農業法人又は株式会社等</p> <p>④ その他
40歳未満の農地所有適格法人の常時従事者又は出稼ぎで短期的に国民年金の第2号被保険者となっている者等。</p> |
|--|

(2) 第二種特定譲受者＝後継者

以下の全てを満たす者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 受給権者の直系卑属・ 60歳未満・ 国民年金の第1号被保険者・ 農業従事期間「通算3年又は継続1年以上」・ 耕作面積が50a以上又は30a以上50a未満で年間労働時間700時間以上（受給権者から借り受ける予定の農地等を含む） |
|--|

他にも、出稼ぎで短期的に国民年金の第2号被保険者となっている者等がある。

※ 「特定譲受者」とだけ記載されている場合は、第一種と第二種の両方を含む。

5 経営移譲年金の支給停止について

(1) 経営移譲年金の全額が支給停止となる主な理由等

支給停止の事由	支給停止になる場合 (支給停止該当日)	支給停止の時期	支給停止の消滅事由
① 農業経営を再開した (自留地での経営を除く)	・ 受給権者が農地等を新たに取得した場合 → 所有権又は使用収益権を取得した日 (3か月以内に他者に処分した場合を除く) ・ 特定処分対象農地等以外の返還又は相続等を受けた場合 → 農業経営を再開した日	左記の日の属する月の翌月分から全額停止	農地等を全て処分する(処分の相手方要件なし)
② 農地所有適格法人の構成員となった	農地所有適格法人の持分又は株式を取得し、構成員となった日(員外役員又は従業員を除く)		持分又は株式を処分する(処分の相手方要件なし)
③ 特定処分対象農地等の返還を受けた	特定処分対象農地等の返還を受けた日		返還を受けた特定処分対象農地等の全部を、 譲受後継者 に農地等として再処分する ※ 他の後継者や第三者に処分しても支給停止は消滅しない

(2) 経営移譲年金の加算額のみが支給停止となる主な理由等

支給停止の事由	支給停止になる場合 (支給停止該当日)	支給停止の時期	支給停止の消滅事由
加算対象農地等のみの返還を受けて、1年を経過した	返還日から1年後の日	返還から1年後の日の翌月分から加算額停止	返還を受けた加算対象農地等の全部を、特定譲受者に農地等として適格に処分する

【加算額のみが支給停止となる場合の例】

- ・ 第三者から農地等の返還を受けて、60歳以上の者に貸したり、転用目的で処分した
- ・ 後継者が死亡したことにより、農地等の返還を受けて、1年以内に他の特定譲受者に処分ができなかった
- ・ 60歳以上の後継者に特定処分対象農地等を贈与した(返還を伴う場合)

6 経営移譲年金の受給権者から相談があった場合

後継者に経営移譲して経営移譲年金を受給している方から、このような相談がありました。

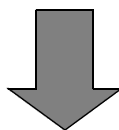


息子に貸した農地の一部を、他の人に貸したいんだが、農業者年金に影響はありますか？

このようなときは、何を確認して回答したらよいでしょうか？



年金に影響が出る農地なのかな・・・？
そもそも何をしたら年金が止まるのかな・・・？
どうすれば止まらないのかな・・・？



経営移譲年金が支給停止になるかどうかを判断するためには、主に以下①～③の確認が必要です。

- ① その農地等は経営移譲年金を受給するために、特定処分対象農地等又は加算対象農地等の制約があるかどうか
- ② 再設定をしている農地等であるかどうか
- ③ 支給停止除外事由に該当するかどうか（誰に、どのような目的で処分するかなどの詳細な内容を確認する）

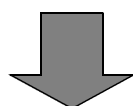
(1) 確認すること①（特定処分対象農地等又は第二種加算対象農地等の制約があるかどうか）



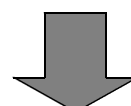
経営移譲年金の受給者が
後継者に貸している農地だから、
動かしたら支給停止では・・・

→ 必ずしもそうとは言い切れません。

受給権者が後継者に貸している農地等	
制約のある農地等	制約のない農地等（例）
・ 特定処分対象農地等 ・ 第二種加算対象農地等	・ 受給後に相続等で取得した農地等 ・ 基準日以前から後継者等に貸している農地等 ・ 再設定した農地等



返還を受けると
支給停止となり得る



返還を受けただけでは
支給停止にならない

受給権者が処分を検討している農地等に、特定処分対象農地等又は第二種加算対象農地等の制約があるかどうかを確認することが必要。

(2) 確認すること②（再設定をしている農地等であるかどうか）

再設定とは

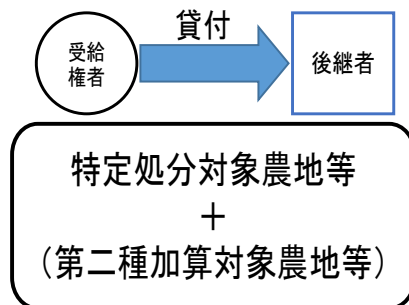
特定処分対象農地等又は加算対象農地等の制約を外す手続きのこと。

<後継者移譲の場合>

契約の期間満了により農地等の返還を受けて、⑦返還日と同月内に同じ後継者に農地法第3条許可又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の附則に基づく農用地利用集積計画による処分を行う又は④返還日から1年以内に農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、農地中間管理機構から当該後継者に使用収益権の設定等の処分を行う。

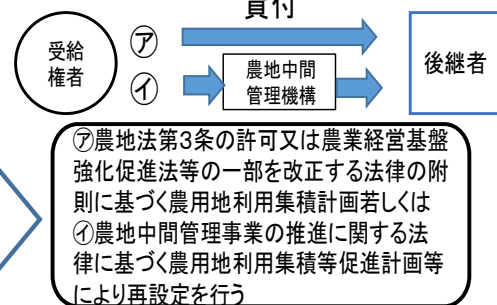
※ 第二種加算対象農地等については、平成14年1月1日以降に契約の期間満了により農地等の返還を受けて、再処分した場合に限る。

<当初>



始期〇年4月1日～終期△年3月31日(10年間)

<再設定>



始期△年4月1日～終期□年3月31日(10年間)

加算付経営移譲年金の受給権者の場合は、再設定時において当該後継者が特定譲受者の要件を満たしていること

【注意点】

	農地法又は基盤強化促進法 受給者→譲受後継者	機構法※ 受給者→機構→譲受後継者
①基金への届出 ・経営移譲年金	届出不要	様式第91号・第92号提出 「1-(4)経営移譲のやり直し」 又は「1-(6)八 利用集積」
・特例付加年金	様式第K65号・第K66号提出 「1 譲受適格者へ特定処分対象農地等再処分」 特定処分対象農地等の制約が外れる	
②再設定に該当しない場合	・中途解約による農地等の返還を受けた場合 ・当初と同じ後継者でない者に処分した場合	
③契約期間 (使用収益権の設定の場合)	10年以上指導	10年以上必須
④相手方	当初と同じ後継者	
	(受給者→当初と同じ後継者)	(受給者→機構→当初と同じ後継者)
⑤全額支給停止となる場合	返還日と同月内に処分できない場合	返還日から1年以内に 農地中間管理機構へ処分できない場合
⑥特定譲受者ではない当該 譲受後継者(60歳以上の 者等)へ処分をした場合	返還日の1年後から加算額の支給停止	第二種加算対象農地の再設定 とはならず、当該農地等は 第一種加算対象農地等として取り扱う

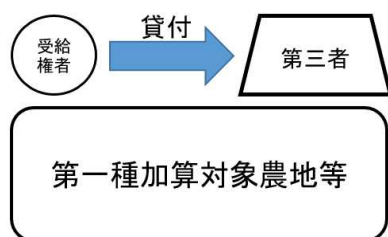
※農地中間管理事業の推進に関する法律

<第三者移譲（第一種加算対象農地等）の場合>

契約の期間満了により農地等の返還を受けて、**返還日から1年以内に特定譲受者**に、再び農地法第3条許可又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の附則に基づく農用地利用集積計画若しくは農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画等による処分を行う。

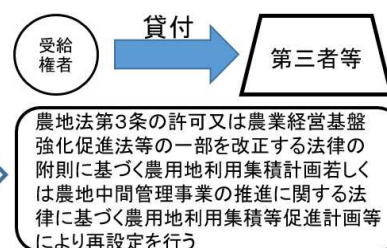
※ 第一種加算対象農地等については、平成14年1月1日以降に契約の期間満了により農地等の返還を受けて、再処分した場合に限る。

< 当 初 >



始期○年4月1日～終期△年3月31日(10年間)

< 再 設 定 >



始期△年4月1日～終期□年3月31日(10年間)

再設定時において、相手方が特定譲受者の要件を満たしていること

【注意点】

- ① 再設定に該当しない場合
 - ・ 中途解約による農地等の返還を受けた場合
- ② 再設定時の契約期間
 - ・ 使用収益権の設定をする場合は、10年以上の期間が必要
- ③ 再設定時の相手方
 - ・ 特定譲受者（返還を受けた当初の相手方と異なる者も可）
- ④ 経営移譲年金が支給停止になる場合
 - ・ 再設定時の相手方が特定譲受者に該当しない（60歳以上など）と、農地等の返還日の1年後から加算額が支給停止
- ⑤ 再設定したときの基金への届出
 - ・ 経営移譲年金 ⇒ 様式第67号・第78号

再設定済みの農地等であれば、特定処分対象農地等又は加算対象農地等の制約が外れているため、受給権者が転用又は売却等をしてしても支給停止にならない。

また、再設定済みの農地等に係る処分については、基金への届出も不要となる。

(3) 確認すること③（支給停止除外事由に該当するかどうか）

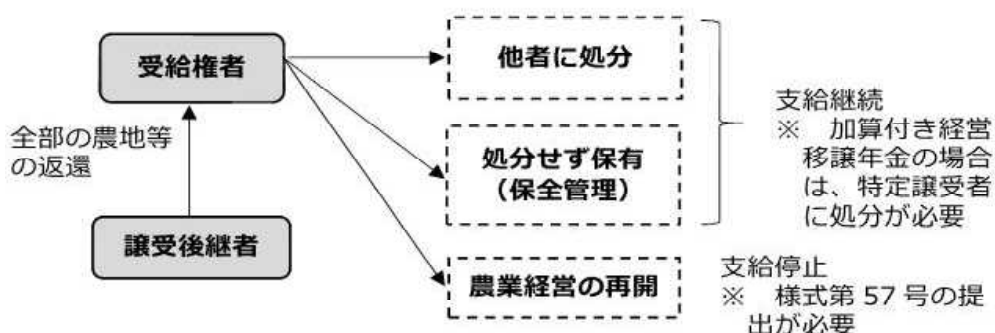
- 支給停止除外事由に該当する場合に提出する届出について

経営移譲年金（後継者移譲）	→ 事由によって異なる
経営移譲年金（第三者移譲（加算付き））	→ 様式第67号・78号
特例付加年金（後継者継承）	→ 様式第K65号・K66号

ア 後継者障害・死亡

様式第90号・（第78号）

要件：譲受後継者が一定の障害の状態となった又は死亡により、農地等の返還を受けたとき



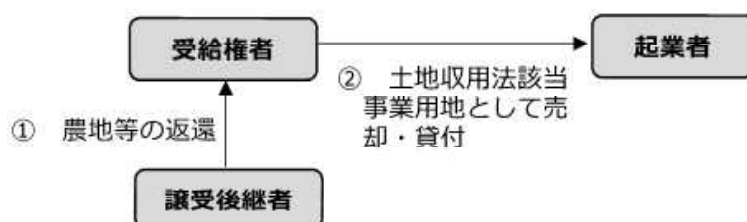
【注意点】

- 加算付き経営移譲年金を受給している場合は、返還日から1年以内に特定譲受者に処分しないと、加算額が支給停止となる。
処分できれば様式第78号、処分できなければ様式第57号の提出が必要。
- 特例付加年金を受給している場合は、返還日から1年以内に譲受適格者に処分しないと、特例付加年金が支給停止となる。
支給停止の場合はK65号とK51号の提出が必要。
- 障害の場合は、所定の診断書を基金に提出し、基金の認定医から障害認定を受ける必要がある。

イ 土地収用

様式第90号

要件：土地収用法該当事業用地として売却又は貸付けしたとき



【例】

- ・ 道路用地
- ・ 河川用地
- ・ 携帯電話の基地局

ウ 災害・耕作困難

様式第90号

要件：災害により耕作を行うことが著しく困難となったとき。



【例】

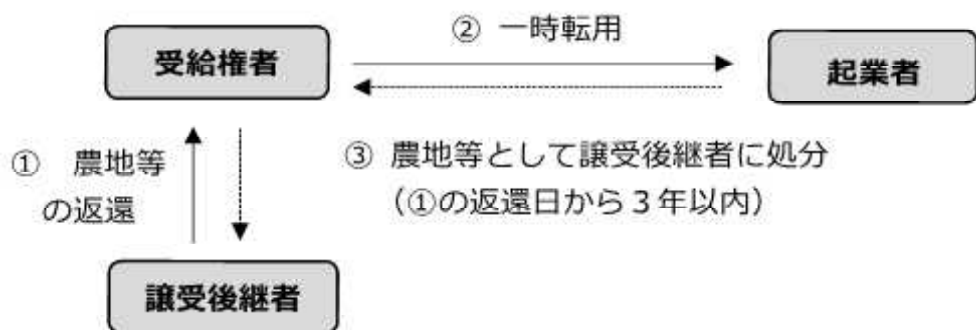
- ・ 津波による浸水
- ・ 台風又は豪雨による崩落

エ 一時転用

様式第90号

要件：次に掲げる事由のため、一時転用したとき。

- イ 農業用施設、学校又は公民館等を設置するため
- ロ 砂利採取法に基づく砂利採取のため
- ハ その他の目的で、代替地がない場合（基金に事前協議が必要）



【注意点】

①の返還から③の再処分までが3年を超えた場合は、3年を経過した日から再処分するまでの間、経営移譲年金が全額支給停止となる（一時転用の開始日から3年ではない）。

要件：農業用施設用地に供するため、譲受後継者又は地方公共団体等に処分したとき。

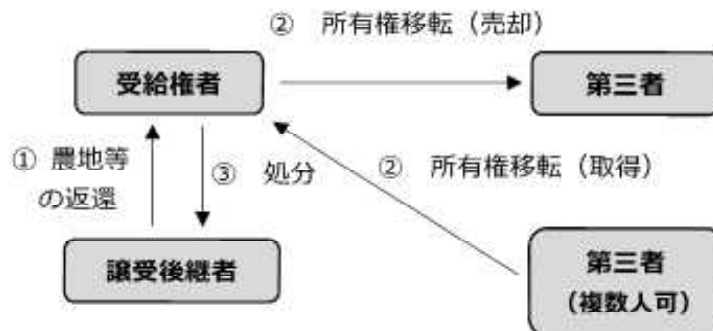


【注意点】

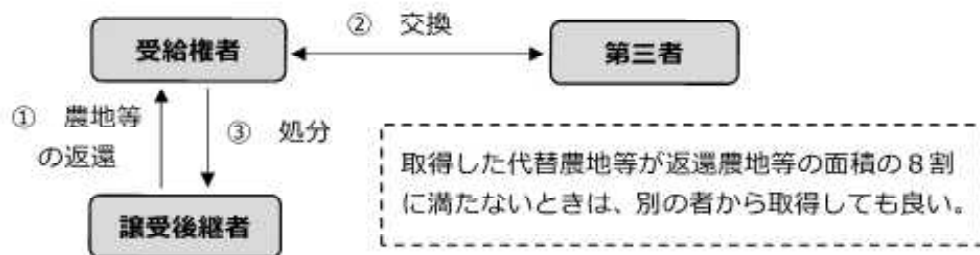
- 使用収益権の設定をする場合は、10年以上の期間が必要。
- 個人の第三者への処分は不可。
- 農地等の返還せず、譲受後継者が自己転用した場合は、支給停止にならない（基金への届出不要）。

要件：返還を受けた特定処分対象農地等の全部を第三者に所有権移転し、それに替えて、第三者から代替農地等（返還農地等の面積の8割以上）を取得し、譲受後継者に処分したとき。

【買換え】



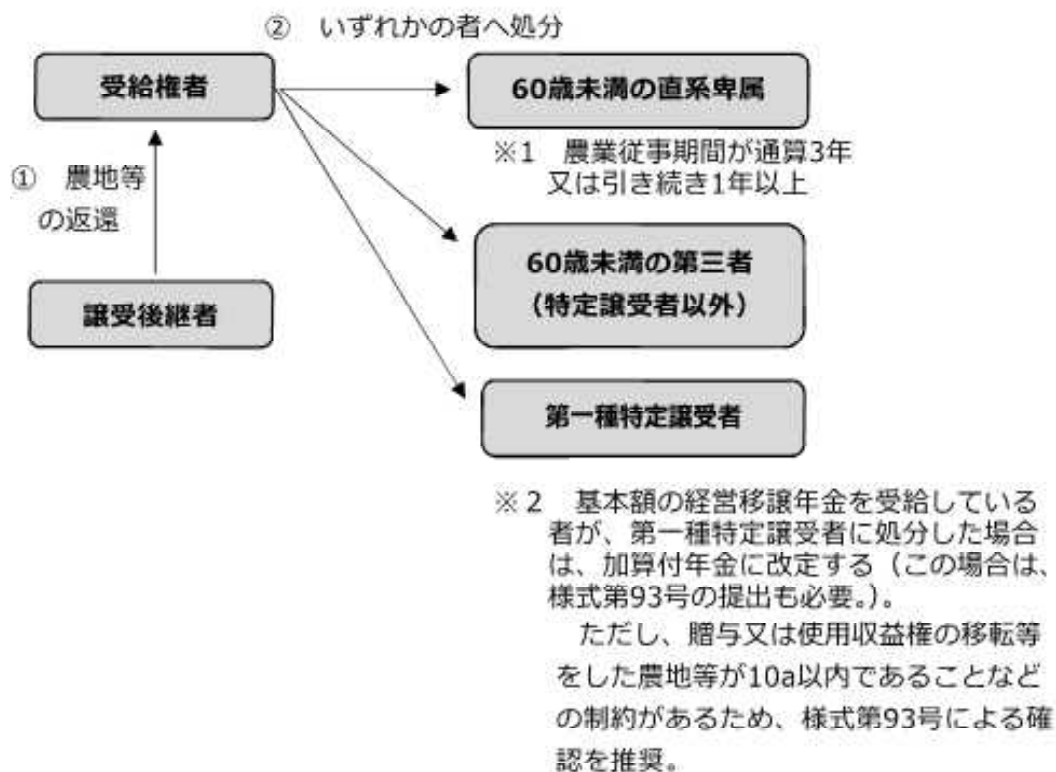
【交換】



【注意点】

- 必ず①～③の順で行うこと（①の農地等の返還を受ける前に農地等を取得しても、代替農地等に認められない。）。
- ①から③までが1年以内であること。
- 返還を受けた特定処分対象農地等については、転用目的の処分も可能であるが、代替農地等については、必ず耕作目的で取得すること。
- ③で後継者に使用収益権の設定をする場合は、10年以上の期間が必要。
なお、この代替農地等は、特定処分対象農地等に含まれない。
- 第一種加算対象農地等（第三者に処分した加算対象農地等）の場合は、第一種加算対象農地等を処分する相手から代替農地等を取得すること。

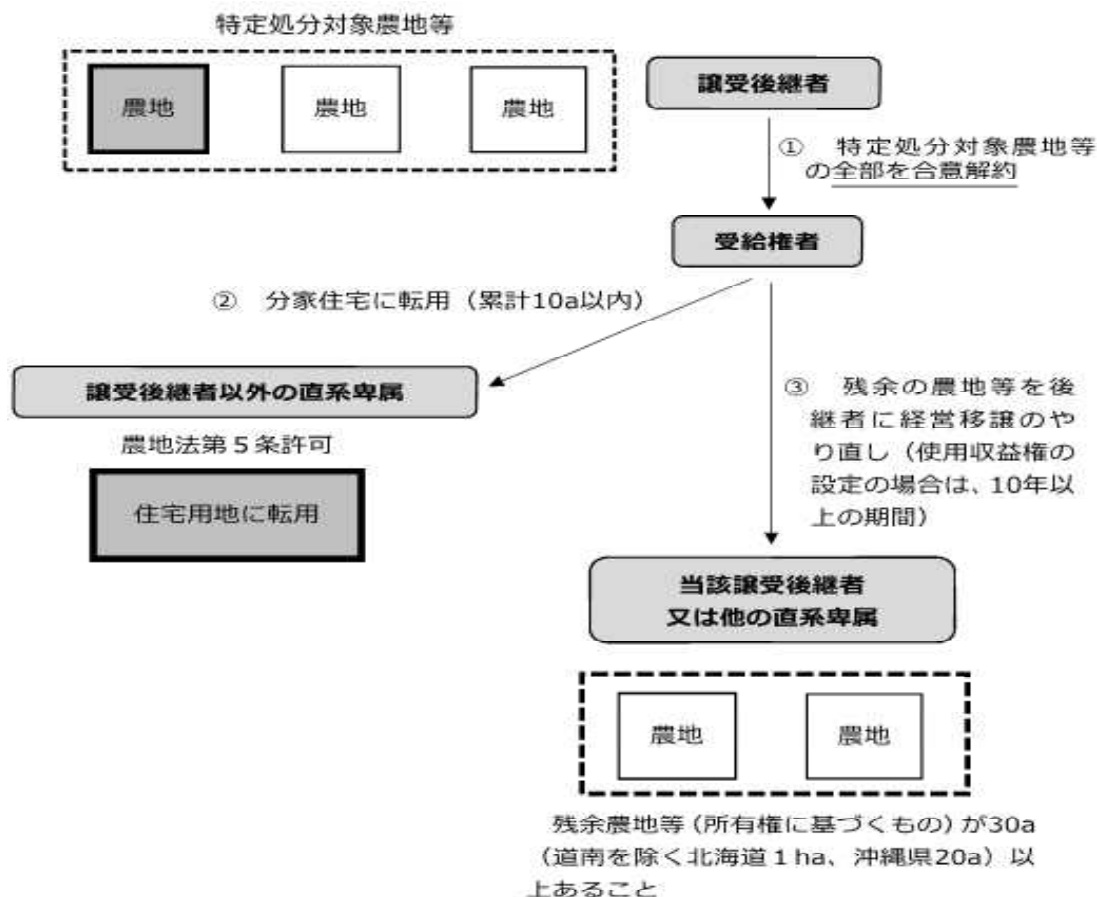
要件：特定処分対象農地等の全部の返還を受け、1年以内に60歳未満の適格な直系卑属又は第三者に経営移譲と同様の処分をしたとき。



【注意点】

- 農地等を農地等以外（転用）として処分するものでないこと。
- 使用収益権の設定をする場合は、10年以上の期間が必要。
- 直系卑属の配偶者にやり直す場合は、養子縁組を結んで、受給権者の直系卑属に該当すること。
- 別の直系卑属にやり直した場合は、引き続き特定処分対象農地等として取扱う。
- 第三者にやり直す場合は、10a以内の自留地を残すことができる（旧制度のみ）。
- 加算付き経営移譲年金を受給している場合は、特定譲受者に処分しないと、返還日の1年後から加算額が支給停止（様式第57号の提出が必要）。

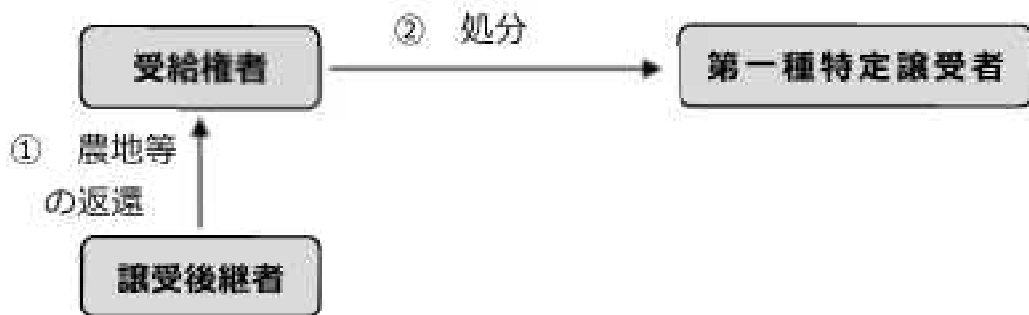
要件：特定処分対象農地等の全部の返還を受け、一部を後継者以外の直系卑属の住宅用地（累計10a以内）に転用し、残余の農地等（受給権者の所有権に基づくものが30a（道南を除く北海道1ha）以上）を、同じ後継者又は別の直系卑属（住宅用地の相手方を除く）に、返還日から1年以内に経営移譲と同様の処分をしたとき。



【注意点】

- 住宅用地を直系卑属とその配偶者に共有で処分する場合は、直系卑属が2分の1以上の持分を有することが望ましい。
- 残余の農地等について使用収益権の設定をする場合は、10年以上又は当初の契約の終期までの残存期間が10年以上の場合は、その期間以上が必要であり、引き続き特定処分対象農地等として取扱う。
- 加算付き経営移譲年金を受給している場合は、特定譲受者である後継者又は別の直系卑属に残余の農地等を処分がしないと、返還日の1年後から加算額が支給停止（様式第57号の提出が必要）。また、残余農地等の処分を機構法で行った場合、以降は第一種加算対象農地等として扱う。

要件：特定処分対象農地等の一部を返還から1年以内に第一種特定譲受者に対して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の附則に基づく農用地利用集積計画による処分を行うか、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく農林地所有権移転等促進事業、福島復興再生特別措置法に基づく農用地利用集積等促進事業又は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画若しくは農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理機構の事業の特例事業により処分をしたとき。

**【注意点】**

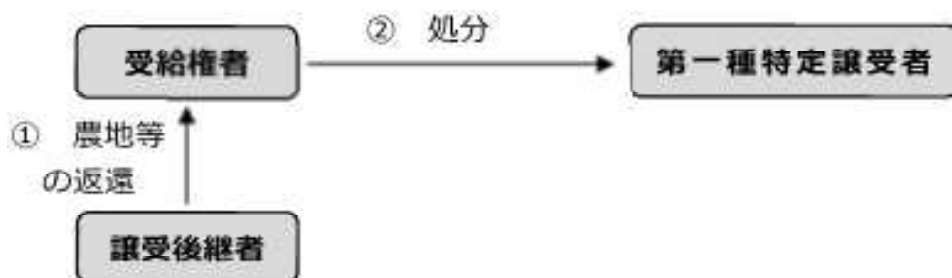
- 使用収益権の設定をする場合は、10年以上の期間が必要。
- 農地等を農地等以外（転用）として処分するものでないこと。
- 特定処分対象農地等の一部の返還を受けて、農地法第3条許可による処分をしたときは支給停止となる。

コ 分割移譲によるやり直し

様式第91号・第92号・(第93号)

要件：譲受後継者が国民年金第2号被保険者（サラリーマン後継者）かつ農業従事期間が150日未満であって、特定処分対象農地等の2分の1以上かつ30a（道南を除く北海道1ha、沖縄県20a）以上の面積の返還を受けて、第一種特定譲受者に処分をしたとき。

なお、経営移譲年金の基本額を受給している場合で、昭和61年4月1日以降に受給権が発生している者が、当初の処分対象農地等の4分の3以上かつ30a（道南を除く北海道1ha、沖縄県20a）以上を処分するときは、加算付き経営移譲年金に改定する（様式第93号の提出が必要）。

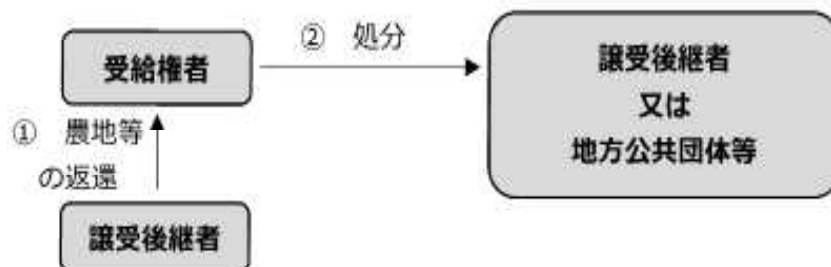


【注意点】

- 使用収益権の設定をする場合は、10年以上の期間が必要。
- 加算改定時における当初の処分対象農地等には、使用収益権の移転等の特定処分対象農地等以外も含めて計算する。
ただし、使用収益権の消滅で処分した農地等や受給後に土地収用された農地等は除く。
- 加算改定に該当した場合は、第一種特定譲受者に使用収益権の設定をした農地等は、「第一種加算対象農地等」として取扱う。

要件：返還の目的が次のいずれかに該当したとき

- イ 市民農園、農業体験施設として、譲受後継者又は地方公共団体等に処分
- ロ 譲受後継者の住宅及び付帯施設（車庫や進入路等）の用地として処分
- ハ 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設として処分



【注意点】

- 使用収益権の設定をする場合は、10年以上の期間が必要。
- ロの場合は、当初の特定処分対象農地等の面積の累計2割以内である こと。
- ハの場合は、処分の相手方は、基本的に地方公共団体等となり、公園、集落道又は公立学校等の営利を目的しないものであること。

7 支給停止等の留意点

(1) 受給権者が農地等の権利を取得する場合

取得原因	支給停止に該当しない場合	支給停止の時期	支給停止の消滅要件
① 購入、借受、贈与	農地等を取得後、概ね3か月以内に他者に処分した場合	農地等を取得したときから	当該農地を処分 (処分の相手方要件なし。転用目的の処分も可)
② 相続	他者に処分するか、保全管理状態とする場合	農業経営を再開したときから	
③ 開墾	開墾する前に他者に土地を処分し、その者が開墾する場合	開墾したときから	

(2) 特定処分対象農地等を譲受後継者に贈与する場合

① 所有権移転する際に返還を伴う場合は、返還日と同月内に所有権を移転すること（月をまたぐと経営移譲年金が全額支給停止となる）。
② 所有権移転する際に返還を伴う場合で、加算付き経営移譲年金を受給している場合は、後継者が特定譲受者（特例付加年金の場合は譲受適格者）の要件を満たしていること。
③ 贈与した農地等は、その後、特定処分対象農地等として取り扱わない。
④ 旧制度は、届出不要。 新制度は、様式第K65号・第K66号の提出が必要（返還を伴う場合）。

8 特例付加年金の支給停止等について

支給停止事由	支給停止除外事由
① 農業を営む者となったとき ・ 自留地において農業経営を再開（農産物の継続的な販売・出荷） ・ 農地等の取得（3か月以内に他者に処分する場合を除く） ・ 相続により取得した農地等において農業経営を再開 ⇒ 農地等の処分等により、支給停止は消滅（処分の相手方要件なし） ② 特定処分対象農地等又は特定農業用施設の返還から1年経過したとき ③ 特定処分対象農地等又は特定農業用施設を転用・転用目的で処分をしたとき ④ 特定処分対象農地等又は特定農業用施設を受給権者に返還せず、譲受後継者が移転・設定したとき ⑤ 特定処分対象農地等について、返還を受け遊休農地に関する利用意向調査を受けたとき ※ ②～④については、支給停止除外事由に該当すれば支給停止にならない。	経営移譲年金の支給停止除外事由と同様であるが、以下の点が異なる。 1 旧制度の除外事由を廃止 ① 後継者の障害・死亡 ⇒ 譲受適格者への適格処分又はあっせんの申出により対応 ② 経営移譲のやり直し、分割移譲によるやり直し及び利用集積 ⇒ 譲受適格者への適格処分により対応 2 旧制度の除外事由を緩和 分家住宅への転用 ⇒ 転用部分のみの返還で可（経営移譲年金は、全農地等の返還が必要） 3 新制度のみの除外事由 ① 基金の承認を受けて処分（事前に農業委員会から基金に承認申請） ア 公共の福祉の増進 ⇒ 公的機関又は地方公共団体の長の意見書が必要 イ 災害等による緊急支出の充当 ⇒ 処分に伴う対価の過半を当該支出に当てたことを確認 ② 農業委員会又は農地中間管理機構へあっせんの申出（保安全管理） ⇒ あっせん申出及び保安全管理の継続期間中は支給停止除外 なお、あっせん成立した場合は、あっせん結果を尊重し、譲受適格者以外の処分でも支給停止とならない。 ただし、<u>あっせん不成立の場合は、支給停止となる。</u> ③ 譲受適格者への適格処分（使用収益権の設定は10年以上） ア 譲受適格者が第三者の場合（<u>自留地は残せない</u>） ・ 60歳未満の農業経営者 ・ 60歳未満の新規就農者で、通算3年又は直近1年以上の農業従事者 ・ 農地中間管理機構、JA又は農業法人等 イ 譲受適格者が後継者の場合 60歳未満の直系卑属の一人又は直系卑属の配偶者（両方でも可）で、通算3年又は直近1年以上の農業従事者

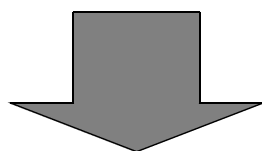
経営移譲年金（旧制度）との違い

- 特定農業用施設（残存耐用年数が10年以上の畜舎・温室）も経営承継の対象。これに伴い、支給停止要件に返還を追加。
- 自留地による農業経営再開は支給停止
- 遊休農地の利用意向調査により支給停止
- 特定処分対象農地等返還による支給停止が1年（条件不利地は2年）経過後（農業再開、転用等を除く）に該当

9 まとめ

経営移譲年金又は特例付加年金の受給権者から相談があったときは、以下の3点を確認する。

- ① その農地等が特定処分対象農地等又は加算対象農地等であるかどうか
- ② 再設定をしている農地等であるかどうか
- ③ 支給停止除外事由に該当するかどうか（誰に、どのような目的で処分するかなどの詳細な内容を確認する）



特定処分対象農地等又は加算対象農地等の制約がある農地等について、**支給停止除外事由に該当しない返還又は処分をする****と、経営移譲年金の全額又は加算額が支給停止**となる。

※ 受給権者が農地法第3条、第4条、第5条及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の附則に基づく農用地利用集積計画並びに農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画等の当事者となる場合は、支給停止に該当するかどうかの確認が重要。